

7番（小川義昭君）

ぜひお願いいたします。

次に、指定管理者制度についてお伺いいたします。

指定管理者制度についての質問は、平成 20 年 9 月定例会にて行いましたが、いま一度お伺いいたします。

指定管理者制度は、平成 15 年の地方自治法改正により創設された制度であります。指定管理者制度の目的は、多様化する市民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理運営に民間のノウハウや活力を活用することにより、公共サービスの向上を図るとともに、行政の経費の削減を図ることです。本市においても平成 18 年度から本格的に指定管理者制度を導入いたしました。

私は、平成 20 年 9 月定例会において、「既に本市においては指定管理者制度を導入しているが、指定管理者の選考に当たっては、公の施設の公募率を大幅にふやし、指定管理者制度の目的に沿った効果が出るよう、民間企業などの活用を大いに期待すべきである。また、指定管理者との間に、指定管理料のほかに営業損失補てんを行うなど、指定管理料の算出基準や取り決めが不明確な点がある。さらに、指定管理者が経営努力によって収入をふやし、経費などを削減することによって、指定管理料以上の利益を計上した場合、これを市に返還させることは、指定管理者の事業運営のモチベーションを著しく低減させることになる。」と、3 点の事項について指摘いたしました。当時の執行部からは、非常に前向きな答弁をいただきました。

それ以来、約 7 年が経過しておりますので、ここに改めて再度お伺いいたします。公の施設の管理運営に指定管理者制度を導入するに当たって、その目的に沿った運用が的確に行われているのか。指定管理者制度の現状と課題についてお伺いいたします。